

第一次育児費調査の施行

厚生省研究所人口民族部に於いては家族手當其の他の人口政策の基本的資料ならしむることを目的として左記要綱により第一次育児費調査を施行することとなつた。尚、右調査票は別掲の如くである。

第一次育児費調査要綱

一、調査の目的

子女の有無多寡に因りて生ずべき生活費、育児費の輕重を統計的に測定し、以て家族手當其の他人口政策の基本的資料とせんとす。

一、調査の方法及客體

第一次の計畫として、全國代表的なる都市及農村の國民學校有配偶男職員中左の條件に叶ふ者に調査票を配布し、之が記入を求む。

調査票の配布及蒐集に就ては、東京市及大阪市の市役所、其の他に縣廳當局に委嘱す。

(イ) 夫婦以外の大人(例へば祖父母或は子守其の他雇人等)を含むる家庭。

(ロ) 滿十三歳未滿(昭和五年四月二日以後出生の者)の子女のみを有する者。子女は實子女に限らず、養子女或は預り子にても差支へなし。但し一人にても十三歳以上の子女ある場合は之を除く。

(ハ) 夫婦のみにて女子を有せざる家庭。

一、調査地域及配布票數

- (イ) 東京市 四〇〇〇票
- (ロ) 大阪市 二五〇〇票
- (ハ) 東北一縣(宮城) 一二〇〇票

(ニ) 關東一縣(栃木) 一二〇〇票

(ホ) 中部一縣(長野) 二〇〇〇票

(ヘ) 中國一縣(岡山) 一二〇〇票

(ト) 四國一縣(愛媛) 一二〇〇票

(チ) 九州一縣(熊本) 一四〇〇票

合計 一四七〇〇票

一、調査事項

左の項目に付き昭和十八年二月中の實績を記入せしむ。

(イ) 家族關係

夫妻の氏名(必ずしも強要せず)、年齢

子女の順位、年齢

(ロ) 一般生活費(育児費として分析し難き費目)

住居費、食費、衣料費、光熱費

(ハ) 育児費

牛乳代、間食代、身の廻り品代、玩具代、教育費、保健費、醫療費、其の他

(ニ) 平均月收

(ホ) 室數及疊數

(ヘ) 衣料切符消費量

記入者の心得 (調査票裏面所載)

一、調査の目的

この調査は、子女の有無多寡によつて生ずべき生活費や育児費の輕重を統計的に觀察して、以て家族手當其の他の人口政策の基本的資料と致すのです。記入事項は勿論此の目的のために使用されるだけで絶対に秘密に附せられるのですから、調査票の配布をうけ、記入を依頼された方は、どうぞ安心の上正確

な記入をして、國策に叶ふ様協力して下さい。

二、調査の對象

今回の調査では、全國主要地方の國民學校有配偶男職員中、左の條件に叶つた方に記入を願ふこととなつてゐます。

(イ) 夫婦以外の大人(例へば祖父母或は子守其の他の雇人等)の居ない家庭。

(ロ) 現在手許で滿十三歳未滿(昭和五年四月二日以後出生の者)の子女を養つてゐられる家庭。

子女は實子女に限らず、養子或は預り子でも差支へありません。一人でも十三歳以上の子供がある家庭は除かれます。

(ハ) 夫婦だけで子供のゐない家庭。

三、記入上の心得

平生家計簿をつけてをられる方は、之によつて二月中の實績を項目別に分類集計して、調査票の所定欄に記入して頂きます。平生家計簿を記してゐられない方は、特に二月份分を記帳の上、同様記入して下さい。

記入事項に就ては、調査票の欄外に簡單な説明を書加へてありますが、尚、多少次に補足しておきます。

(イ) 住所 現に居住してゐる場所です。

(ロ) 夫妻の氏名 出来るだけ記入を希望しますが、強要するわけではありません。但し無記名でも記入事項は十分信用の出来る様に注意して下さい。

(ハ) 子女 子供は現在手許で養育してゐる滿十三歳未滿の者を年順に記入し、男女の上に一々㊦の如く印しをして下さい。實子女でなく、養子或



育 兒 費 調 査 票

此の調査は子供の有無、多寡に依つて生ずべき生活費、育児費の輕重を測り、以て人口政策の基本的資料と致すのです。満十三歳未満の子供のみある家庭は勿論比較上の必要上無子の方も是非御記入下さるやう願ひます。記入事項は絶対祕密に附し、統計以外には使用しませんから、安心の上、正確な記入をして、國策に協力して下さい。

裏面の注意事項を御覽の上記入して下さい。

住所	府 縣	郡 市	區	町 村					
(一) 家族關係 <small>（未滿十三年の子供は現在手許に居る満十三歳未満の子の者のみを年順に書いて下さい。男子の所に○を記して下さい。）</small>	夫氏の名	明治 年 月生	(二) 一般生活費 <small>（二月中の現金支出のみを記入して下さい。）</small>	住居費	家賃	圓	錢		
	妻氏の名	明治 年 月生		其他	圓	錢			
	第一子 男 女	昭和 年 月生	食費	米麥費	圓	錢			
	第二子 男 女	昭和 年 月生	其他	圓	錢				
	第三子 男 女	昭和 年 月生	衣料費	大人用子供用	圓	錢			
	第四子 男 女	昭和 年 月生	光熱費	薪炭代	圓	錢	瓦斯料	圓	錢
	第五子 男 女	昭和 年 月生		電氣料	圓	錢	其他	圓	錢
第六子 男 女	昭和 年 月生								
(三) 育 兒 費 (二月中の子供養育のために費した現金支出を記入して下さい。)									
牛乳代	圓	錢	乳製品代を含むのです。	教育費	圓	錢	月謝、書物、雜誌、學用品代、其他學校に納むる費用を記入して下さい。		
間食代	圓	錢	菓子、果物、其他飲料等の費用です。	保健費	圓	錢	散髪料、入浴料等を書いて下さい。		
身の廻品代	圓	錢	靴、帽子、靴下、下駄、草履等の費用です。	醫療費	圓	錢	醫藥、療治費、入豫防費等を記入して下さい。		
玩具代	圓	錢	運動具代をも含みます。	其 他	圓	錢	通學費、學校以下の稽古費等を書いて下さい。		
(四) 備 考									
平均月收	圓	錢	俸給、諸手当、財產、收入等を合計して用して下さい。	室數及數	圓	錢	母屋のみ、間借の場合の使用室の分を記して下さい。		
衣料消費量	普通	點	制限	點	昨年二月支給以來本年一月末迄の消費點數を記入して下さい。				

ひは預り子でも差支へありませんが、子供が他所にある場合は、假令仕送りをしてゐても此の分は記入に及びません。又子供のない家庭は、此の欄と育児費の欄とは勿論記入に及びません。二月中に生れた者、よそから入つてきた者、及び死亡した者があつたら、其の旨年月欄の下部に註記して下さい。

(二) 一般生活費

之は直接子供の費用として區別出来ない支出項目です。二月中に現金を支出した額を記入して下さい(一月分でも二月に支出したらいりませんが、反對に二月中でも翌月支拂のものは除かれます)。他から贈與を受けた物、及び自家生製品の代價は記入に及びません。

住居費 借家の場合は月額家賃を記して下さい。

「其他」には住居の修繕費(家屋は勿論、住宅内の手入、修繕代、障子、襖紙、硝子、畳替等)や、水道料、井戸の入費、家具、什器及設備費等を包括します。

食費 米麥費には米麥の外之に代用支給せらるゝウドン代、パン代をも入れて下さい。「其他」は副食物費、調味料、漬物代或ひは外食費等一切を含みます。育児費中の牛乳代、間食代も入ります。

被服費 之は大人用(家庭用を含む)と子供用とに區別して下さい。綿代、糸代、仕立代、洗濯料も含まれます。光熱費 「其他」には、石炭代やマッチ代等の合計を記入して下さい。

(ホ) 育児費

直接子供の養育に費した二月中の現金支出額を書いて下さい。

牛乳代 乳製品代をも含みますが、大人の飲用し六分は除外して下さい。

間食代 食事時以外に給するおやつ等の費用です。之も大人が食へた分は除外して下さい。

身の廻り品代 調査票例記の外、帽子(學帽を含む) 徽章、飾、髪飾、リュックサック代等が入ります。

玩具代 おもちゃや愛玩品等一切の外、各種運動具代をも含みます。

教育費 月謝、保護者會費、教科書、雜誌、繪本、各種學用品代、其の他學校に納むる費用です。

旅行積立金等は之に入りますが、學校貯金や肝油代、學校給食費は之を除きます。

保健費 散髪料、入浴料や學校で給する肝油、滋養劑等の費用を含みます。

醫療費 病氣の場合の醫藥代、治療費、看護婦料、其の他豫防注射費等を指します。

「其他」 通學に要する費用、學校以外で繪や書方、茶、花等の稽古をする場合の費用を書いて下さい。

(ハ) 生活規模

記入して下さい。生活規模を書いて頂いて、之と育児費との關係を知るに便します。

平均月收 月給、各種の手當(居殘、宿直、家族手当等)及財產收入等を過去一箇年總計して、一箇月分の平均を出して下さい。

室敷及疊敷 現在住んである家屋(母屋)の部屋

敷と、疊敷を書いて下さい。間借やアパート住の場合は其の使用室敷と疊敷だけで結構です。

衣符切符消費量 昨年二月支給以來本年一月末迄の一箇年間に消費した點敷を、普通切符と制限切符とに分けて記入して下さい。

行政簡素化實施ノ爲ニスル厚生省官制中改正ノ件公布

行政簡素化實施の爲にする厚生省官制中改正の件は昭和十七年十一月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

行政簡素化實施ノ爲ニスル厚生省官制中改正ノ件

(昭和十七年十一月一日勅令第七百六十號)

厚生省官制中左ノ通改正ス

第一條中「及勞務」ヲ「勤勞及社會保險」ニ改ム

第一條ノ二ヲ削ル

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

二 所管行政ニ關スル調査及審議立案一般ニ關スル事項

三 所管行政ノ考查一般ニ關スル事項

四 厚生省研究所ニ關スル事項

第三條 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク